

令和３年第３回安芸市農業委員会定例会議事録

１．開催日時 令和３年３月２５日（木）午後１時３０分から２時５７分

２．開催場所 安芸市役所 二階 会議室

３．出席農業委員（１３人）

会長	１番	内川 昭二
会長職務代理者	２番	野町 亜理
会長職務代理者	３番	大久保暢夫
	４番	川島 一義
	６番	野村 勉
	７番	樋口 なぎさ
	８番	西岡 秀輝
	９番	有澤 節子
	１０番	福本 隆憲
	１１番	西岡 大作
	１２番	山内 芳幸
	１３番	栗山 浩和
	１４番	小松 豊喜

４．欠席農業委員（１人）

５番 千光士伊勢男

５．出席農地利用最適化推進委員（６人）

安芸	渡辺	禎宏
伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

６．議事日程

報告第１号 農地法第３条の３届出について

議案第２号 非農地証明願について

議案第３号 農地法第３条許可申請について

議案第４号 農地法第５条第１項許可申請について

報告第５号 農地法第１８条第６項解約通知報告について

議案第６号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

報告第７号 農用地利用配分計画について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数13人であります。欠席委員は、5番千光士伊勢男委員で、所用のため欠席との届出がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

3月15日に、安芸市人・農地プラン検討会が開催され、野町会長職務代理、有澤節子委員が出席しております。

3月18日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

3月19日に、こうち農業委員会女性ネットワーク地区交流会が田野町で開催され、野町会長職務代理、有澤節子委員が出席しております。

3月24日に、安芸郡市農業委員会協議会職員部会が開催され、岡田係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといったと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に樋口なぎさ委員及び西岡秀輝委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3届出についてですが、今回は4件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり畑山甲、丙の24筆で、面積は全部で5,201.91㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 2 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり大井甲の 1 筆で、面積は198㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 3 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の 1 筆で、面積は574㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 4 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲、大井甲の 1 0 筆で、面積は全部で13,808㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長

ただいまの報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第 2 号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田）議案第 2 号、非農地証明願について説明いたします。議案書は 5 ページをご覧ください。

申請番号 1 番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は墓地、面積は52㎡となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地の地図は 6 ページに掲載しております。井ノ口の閑慶院の西にある墓地が点在している一画にある土地です。

現地につきましては 3 月 1 2 日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

写真を見ていただいたら分かりますが、昭和 2 9 年より墓地として利用されており、現在に至っております。2 0 0 7 年の航空写真に墓地が存在し、墓石の日付などを考慮し、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である 1 5 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

申請番号 2 番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は宅地、面積は99㎡となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地の地図は 7 ペ

ージに掲載しております。江川の消防屯所の北西にある土地です。

現地につきましては3月10日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

昭和28年に乾燥室等を建築し、その敷地として現在に至っております。固定資産課税台帳で平成14年度以降は宅地として課税されていることが確認されております。

これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は大久保暢夫委員、西岡大作委員、申請番号2番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

2番大久保委員 3月12日に岡田君と西岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

11番西岡委員 3月12日に岡田君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 3月10日に岡田さんと西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番西岡委員 3月10日に岡田さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になれば、採決いたします。議案第2号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第2号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第3号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は8ページです。

まず、申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内乙の8筆で、地目は田と畑で、面積は全部で1,267.61㎡です。

売買による所有権移転の申請でナスと野菜を作付する予定をしております。所在地につきましては、9ページに地図がございます。

穴内小学校の周辺に点在する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、写真を見てもらったら分かると思いますが、申請地の一部の現況が耕作放棄地でありますので、耕作放棄地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、放棄地が解消され、令和４年７月にニンニクを作付する予定であります。

これらのことから、本申請につきましては農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては３月１６日に山内芳幸委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

次に、申請番号２番です。

川北乙の１筆で、地目は畑で、面積は624㎡です。

贈与による所有権移転の申請で柿が植えられています。所在地につきましては、１０ページの左に地図がございます。

江川堂ノ尾集落の西に隣接する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第３条第２項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますＡ３サイズの農地法第３条の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号３番です。

井ノ口乙の１筆で、地目は田で、面積は3,548㎡です。

売買による所有権移転の申請でナスを作付けする予定であります。所在地につきましては、１０ページの右に地図がございます。

井ノ口葉タバコ生産組合協同乾燥場の南西に隣接する井ノ口地区ほ場整備区域内の農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第３条第２項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますＡ３サイズの農地法第３条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現在の所有地の一部については、自動車道工事及び相続上のトラブルにより、耕作ができていない状態ではありますが、来年度より耕作する申出書が提出されております。

これらのことから、申請番号２番及び３番につきましては農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号２番は３月１０日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に、申請番号３番は３月１２日大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

次に、申請番号４番です。

井ノ口乙の１筆で、地目は田で、面積は3,682㎡です。

売買による所有権移転の申請でユズを作付けする予定をしております。所在地につきましては、１１ページに地図がございます。

井ノ口山田集落の南にある井ノ口山田地区ほ場整備区域内の農地で

す。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、3月12日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は山内芳幸委員、申請番号2番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、申請番号3番、4番は大久保暢夫委員、西岡大作委員お願いします。

12番山内委員 3月16日に岡田君と長野榮徳委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 3月10日に岡田さんと西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番西岡委員 3月10日に岡田さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番大久保委員 3月12日に岡田君と西岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

11番西岡委員 3月12日に岡田君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第3号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、申請番号1番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については山内芳幸委員が関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(山内芳幸委員退席)

事務局(岡田) 議案第4号の5条申請について説明いたします。

議案書は12ページをご覧ください。申請番号1番です。

この申請につきましては昨年第9回総会において、転用の審査を行い、許可相当となり、高知県農業会議常設審議会の意見書を付けて、

高知県に進達した案件であります。今回申請者より転用計画の変更の申出がありました。その内容としましては大幅な面積の減少があり、周辺農地への影響等を判断する必要がありますので、今回、審議をお願いするものです。

現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、穴内甲で、地目は田、面積は全部で1,644㎡、転用目的は太陽光発電パネルの設置となっております。

現地調査につきましては3月11日と16日に野町重理委員、長野榮徳委員にさせていただきました。場所については13ページに地図を掲載しています。穴内の竹内石油の西にある国道55号線と土佐くろしお鉄道ごめんなはり線の挟まれた農地となっております。地図の下半分が変更前で、上半分が変更後になります。進入路予定部分と転用地の西の部分が転用計画から除かれる計画となっております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、周囲に太陽光を妨げるものがなく太陽光発電に適していると考え選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、当初の土地利用計画では太陽光パネル等の資材を車両で搬入する計画でありましたが、変更後の計画では既存の赤線（農道）を利用して人の手で搬入を行うため、車両の駐車スペースや進入路が不要となり、転用面積が当初計画より縮小しています。太陽光発電パネル設置用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側及び西側は譲渡人所有の農地であります。南側は鉄道用地であり、北側は国道であります。西側の農地へは当該申請地北側の赤線（農道）及び国道用地を通して進入することができます。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透させる計画であります。こ

れらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、野町亜理委員、お願いします。

2 番野町委員 3 月 1 1 日に岡田さんと確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

4 番川島委員 転用面積はなぜ減ったのですか。

事務局（岡田） 当初、太陽光パネルの設置する車両の進入路や駐車場を含んだ転用計画でしたが、赤線道を通して人力でパネルの搬入を行うようにするようになり、その分の面積が減ったためです。

1 0 番福本委員 転用予定地とその西の農地の所有者は違うのですか。

事務局（岡田） 所有者が 2 人いますが、同じ人です。

1 0 番福本委員 通路が 1 m しかないと耕運機程度しか入ることができないので、耕作するのはなかなかしんどいと思いますが。

事務局（岡田） 耕作には通常より多くの労力が必要になるとは思いますが、可能性の問題として耕作できないとは言えません。

議長 他に意見等はありませんか。

（発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請、申請番号 1 番については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請、申請番号 1 番については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

議案第 4 号、申請番号 1 番の審議が終了しましたので、山内芳幸委員を呼んできてください。

（山内芳幸委員着席）

議長 続きまして、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請、申請番号 2 番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

申請番号 2 番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、土居で、地目は畑、面積は171㎡、転用目的は自己住宅の建築です。

場所は14ページに地図を掲載しています。土居小学校の西の方にある農地となっております。現地調査については3月16日に福本隆憲委員、入交大輔委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第3種農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人がかねてより新居を建築したいと考え、市街地への利便性などから当該申請地付近で適地を探していたところ、譲渡人との間で合意が得られたことから当該農地を自己住宅建築用地として選んだというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地及び県道であります。西側及び南側は譲渡人所有の農地であり、北側は宅地及び市道であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に北側市道側溝に排水する計画であり、敷地北側への降雨は北側市道側溝へ排水、敷地南側への降雨は自然浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

議長

現地確認委員の報告を、福本隆憲委員、お願いします。

10番福本委員 3月16日に長野さんと入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、申請番号2番については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、申請番号2番については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は15ページです。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北甲の1筆です。地目は田で、面積は953㎡となっております。

当初は平成26年10月1日から令和6年9月30日まで10年間の賃借権の設定がされておりましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は16ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,018㎡です。ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は25年間で、賃借料108,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページの左に地図がございます。赤野太夫屋地の吉野池の南にある赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る

農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号 2 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,129㎡です。

水稻を栽培しており、貸借期間は 3 年間で、賃借料は 10a 当たり米 1 俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18 ページの右に地図がございます。土居の市役所新庁舎移転用地の北の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号 3 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 2,158㎡です。

ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は 15 年間で、賃借料は 10a 当たり米 6 俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18 ページの右に地図がございます。土居の市役所新庁舎移転用地の南にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 4 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 3 筆で、地目は田で、面積は全部で 2,843㎡です。ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は 15 年間で、賃借料は 10a 当たり米 6 俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18 ページの右に地図がございます。申請番号 3 番の東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 5 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北乙の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,948㎡です。ミニトマトを栽培しており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10a 当たり米 4 俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19 ページの左に地図がございます。江川西ノ沢集落の東にある江川向島ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る

農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,000㎡です。

ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページの右に地図がございます。川北西ノ島集落の西にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の農地1筆で、地目は田で、面積は2,165㎡です。

ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は200,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページの左に地図がございます。黒鳥集落の東にある黒鳥地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号6番と7番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号8番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,860㎡です。作物は転借人が水稻を作付する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10a当たり10,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページの右に地図がございます。帯谷川と派川帯谷川が分かれる地点の東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番は栗山浩和委員、大野實委員、申請番号2番から4番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号5番と6番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員、申請番号7番は川島一義委員、渡辺禎宏委員、申請番号8番は大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は大野實委員、申請番号2番から4番は入交大輔委員、申請番号5番と6番は中平秀一委員、申請番号7番は渡辺禎宏委員、申請番号8番は大久保暢夫委員、お願いします。

大野推進委員 3月17日に長野君と栗山浩和委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 3月16日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

中平推進委員 3月10日に岡田さんと西岡秀輝委員と樋口なぎさ委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

渡辺推進委員 3月12日に長野君と川島一義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番大久保委員 3月12日に岡田君と西岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。
続きまして報告第7号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書21ページになります。

報告第7号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は1件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地2筆、地目は田で、面積は全部で1,262㎡です。ショウガを栽培する予定をしており、貸借期間は約3年間で、賃借料は10a当たり30,000円の条件で設定する計画です。このたび、2月26日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第7号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。
(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野）来月の定例会は4月28日の水曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。年度替わりでもありますので、議案審議終了後に農林課各係からの事業説明を行ってまいります。

来年度の定例会等の日程の予定表をお配りしておりますので、参考にしてください。

事務局（岡田）昨年、各委員さんのご協力をいただき、農地利用状況調査を行いましたが、お配りしている調査書のとおりの内容となっています。

委員さんの活動記録簿の来年度分の用紙をお配りしています。提出を毎月お願いしておりますが、引き続きよろしく申し上げます。今後、この記録簿を国に提出するようになるかもしれないということもありますが、委員会が何をしているのか積極的にアピールしていくことが必要になっております。各委員さんは農地の現地確認以外にも色々な活動を行っていると思いますので、積極的に書いていただくようお願いいたします。

以前から、協議しております赤野の非農地証明については、農地性が完全には失われてはいないため、非農地証明では対応ができないので、農業委員会の自主的な非農地判断を行っていく方向で検討することを3役と協議し決定したことを報告します。

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。